

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

■ 1. 基本的な考え方

当社は継続的な成長と発展、社会貢献を目指し、また、健全かつ透明性の高い経営が行えるよう経営体制を強化していくことが重要な課題と認識しております。その基本的な考え方は、経営と業務執行の分離による迅速な意思決定及び社外取締役による経営監視とコンプライアンスの徹底、株主等ステークホルダーを重視した透明性の高い経営、ディスクロージャーの充実とステークホルダーへの説明責任の強化にあります。

■ 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
西川 潔	26,046	20.41
NTTインベストメント・パートナーズファンド投資事業組合	11,000	8.62
小池 聡	9,174	7.19
三木谷 浩史	3,900	3.06
日本証券金融株式会社	3,245	2.54
ビー・エヌ・ピー・パリパ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	2,366	1.85
西川 こずえ	1,780	1.39
日本アジア投資株式会社	1,500	1.18
酒井 竹志	1,488	1.17
GOLDMAN. SACHS & CO. REG	800	0.63

■ 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	サービス業
(連結)従業員数	100人以上500人未満
(連結)売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

■ 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は平成19年6月22日開催の第10回定時株主総会の決議により、従来の監査役設置会社から委員会設置会社へ移行しております。当社グループにおいては、各社の独立性を尊重する一方、グループ全体の企業価値向上にむけ親会社である当社が経営資源の最適配分を行っております。

当社の子会社である株式会社フラクタリストは名古屋証券取引所セントレックス市場に上場しており、当該上場子会社の役員は当社の役職員2名が兼務しておりますが、役員への就任は同社の要請に基づくものであり、独自の経営判断を妨げるものではなく、事業活動及び経営判断においては、十分な独立性が確保されております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

■ 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	委員会設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	4名
----------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
前刀 禎明	他の会社の出身者				○	○			○	
中山 かつお	他の会社の出身者				○	○			○	
北城 格太郎	他の会社の出身者								○	
谷家 衛	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
前刀 禎明	アップルコンピュータ株式会社等、多数の事業会社の経営者を歴任	公正中立な第三者の観点から当社の経営に対する監視及び同氏のベンチャー企業経営に関する高い知見により当社の経営に対する助言を期待するため
中山 かつお	あすなる監査法人代表社員等	公正中立な第三者の観点から当社の経営に対する監視及び公認会計士の見地からの当社の経営に対する助言を期待するため
北城 格太郎	日本アイ・ビー・エム株式会社最高顧問等	公正中立な第三者の観点から当社の経営に対する監視及び同氏の長年にわたる企業経営に関する高い知見により当社の経営に対する助言を期待するため
谷家 衛	あすかアセットマネジメントリミテッド代表取締役等	公正中立な第三者の観点から当社の経営に対する監視及び同氏の資産運用業務・投資銀行業務に関する高い知見により当社の経営に対する助言を期待するため

その他社外取締役の主な活動に関する事項

社外取締役は、毎月の定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、経営の基本方針の決定、執行役の業務執行状況の監督等を行います。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	0	3	社外取締役
報酬委員会	4	0	0	4	社外取締役

監査委員会	3	0	0	3	社外取締役
-------	---	---	---	---	-------

【執行役関係】

執行役の人数	2名
--------	----

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
金子 陽三	あり	あり	×	×	なし
河合 博之	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を、当社管理ディビジョン及び内部監査室とし、それらの使用人に関する人事、組織変更等の決定は当社監査委員会の承認を得なければならないとしております。

監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会と会計監査人の間で、必要に応じて会合をもち、監査計画・監査体制・監査の実施状況等につき情報の共有・情報交換を行い、連携して監査活動の効率化及び質的向上に努めております。

監査委員会と内部監査部門の連携状況

監査委員会は、内部監査と連携して業務監査を実施いたします。また、監査委員会と内部監査室との間で、必要に応じて会合をもち、監査計画・監査体制・監査の実施状況等につき情報の共有・情報交換を行い、連携して監査活動の効率化及び質的向上に努めております。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
-------------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役の報酬については、社外取締役により構成される報酬委員会にて、公正中立な第三者の立場から、取締役及び執行役の職責・職務執行状況等を協議して評価し、報酬を決定致します。ストックオプションの付与については、各取締役及び執行役の職責に応じ協議して割当数を決定致します。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社は、当社取締役・執行役・従業員、子会社取締役・従業員、関係会社取締役・従業員、外部アドバイザーに対して当社グループ企業価値向上のためのインセンティブとしてストックオプションを付与しております。

【取締役・執行役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
取締役報酬の開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
執行役報酬の開示状況	全執行役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

報酬額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示しており、当社HPに掲載しております。下記URLをご参照ください。
<http://www.ngigroup.com/jp/ir/library>

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会の開催前に議案の参考資料を配布し、必要に応じて事務局が説明を行っております。

■ 2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項

・取締役会

取締役会は、経営の基本方針を決定し、業務執行権限を執行役に委譲し、その業務執行状況の監督を行います。

・各委員会

委員会は、全員が社外取締役で構成される下記指名・報酬・監査の3つの委員会を設置致します。

1. 指名委員会

指名委員会は委員の全員を社外取締役で構成し、株主総会に提出する取締役選任または解任議案の内容を決定します。

2. 報酬委員会

報酬委員会は委員の全員を社外取締役で構成し、取締役及び執行役の報酬内容の決定の方針及び個人別の報酬内容を決定します。

3. 監査委員会

監査委員会は委員の全員を社外取締役で構成し、取締役及び執行役の業務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任または解任議案の内容を決定します。

・執行役

執行役は、取締役会の決議により選任され、定められた職務分掌に従い業務執行を致します。

・監査体制

監査体制については、監査委員会による監査および内部監査室による内部監査、また、会計監査人である監査法人アヴァンティアや顧問弁護士などと連携し、監査体制をフォローする体制を整備しております。

■ 3. 委員会設置会社形態を採用している理由

委員会設置会社形態においては、取締役会において執行役の職務の分掌を決定し、業務執行権限を大幅に委譲し、それにより、迅速な意思決定・機動性の向上および効率的な経営を行うことが可能となります。
また、取締役の指名権を指名委員会に委譲することにより、株主総会に付議する取締役選任案の内容の決定から代表取締役の恣意性を排除することが可能となります。
さらに、社外取締役を招聘することによる経営の監視、より透明性の高いコーポレート・ガバナンスが行える形態であるという理由により、当社は委員会制度を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

■ 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第12回定時株主総会は平成21年6月25日午前9時30分に開催いたしました。

■ 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	各四半期決算発表後、年4回決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、プレスリリース・決算短信・決算説明会動画・有価証券報告書等のIR資料を掲載しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	管理ディビジョン内に広報・IR担当を設けております。	

■ 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成18年5月1日に制定した「ディスクロージャー基本方針」において、「あらゆるステークホルダーの立場を尊重し、また、正当な評価と信頼を得ることを目的として、会社経営の透明性を確保するために、「迅速性」「正確性」「公平性」を基本姿勢として、当社グループに関する企業情報の積極的なディスクロージャー、IR(Investor Relation)活動、SR(Stakeholder Relation)活動を行う。」と規定し、ステークホルダーの立場の尊重を行うものとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成18年5月1日に規定した「コンプライアンス憲章」において、「事業活動によって生ずる環境に対する影響の低減に努め、自然環境の保全に貢献し、豊かな社会の構築に貢献する。」と規定し、当社グループの全役職員の普遍的行動規範としております。
その他	平成18年5月1日制定した「ディスクロージャー基本方針」において、「当社は、金融商品取引法の企業内容等の開示制度および証券取引所の定める適時開示規則に沿って適時開示を行う。また、適時開示規則に該当しない情報でも必要と判断した場合は任意で情報開示を行う。」と規定しております。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システム整備の基本方針及びその整備状況の概要は下記のとおりです。

当社グループの内部統制システムの整備における基本方針

- (a) 事業活動の効率性・有効性・収益性を向上させる体制を確立すること
- (b) 財務諸表作成の適正性・正確性を確保する体制を確立すること
- (c) 事業活動に係る各種関係法令・社会規範を遵守し、適正な企業統治を行う体制を確立すること
- (d) 会社資産の取得・使用・処分を正当な手続のもとに行い、会社資産の保全を図る体制を確立すること
- (e) 当社企業グループの重要な会社全てを対象として実効性のある内部統制システムを整備・運用することにより企業の社会的責任を果たし企業価値の向上を図ること

当社グループの内部統制システムの整備概要

(a) コンプライアンス体制

当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、企業の経営理念の実現及び社会に貢献するための普遍的事項を定めるコンプライアンス憲章に則り、当社グループの役職員は職務の執行にあたりコンプライアンス憲章を行動規範として遵守するものとしております。

(b) リスク管理体制

当社グループのリスクを包括的に管理するために、リスク管理規定を制定し、当社及び当社グループの各会社はそれぞれ行う事業に付随するリスクを常時把握し、リスク対策の必要性の有無の検討、リスク低減のための対策の実施、実施したリスク対策の評価・検証・改善を当社管理ディビジョンへ報告等を行うものとしております。

(c) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ管理規定その他関連する規定・マニュアルに従い、適切に保存及び管理を行うものとしております。

(d) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 取締役の意思決定の迅速化及び執行役の職務の執行の効率性を確保するために、取締役会において執行役の職務分掌を定め、業務執行の決定権限を合理的な範囲内で執行役に委譲するものとしております。
(ロ) 執行役は取締役会において決定された職務分掌に関して達成目標を明確化し、報酬については報酬委員会が各執行役の職務執行の評価を行い個別に審議されることとします。

(e) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

当社は監査委員会の職務執行を補助する使用人を、管理ディビジョン及び内部監査室においております。

(f) 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立に関する事項

前号の使用人に関する人事・組織変更等の決定は当社監査委員会の承認を得なければならないものとしております。

(g) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制及びその他監査委員会への報告に関する事項

執行役又は使用人は、下記の事項を当社監査委員会に報告するものとしております。

(イ) 法令・当社定款・当社監査委員会規定に規定される事項

(ロ) 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、違法・不正行為

(ハ) 当社グループの内部統制の状況

(h) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、執行役、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査委員会の監査の整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識を深めるものとしております。

(i) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は持株会社であり、傘下の子会社を含め当社グループ全体における企業統治を行うこととし、当社グループのコンプライアンス体制・リスク管理体制・内部統制システムの整備は、当社グループ全体を対象としております。

反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、経営方針の一つとしてインテグリティ(誠実原則)を最重要視し、平成18年5月1日に制定した「コンプライアンス憲章」において、「社会的秩序や企業の健全な事業活動を阻害する反社会的な勢力、団体、個人に対しては毅然とした態度で臨み、取引を行わず、社会的良識を備えた善良な企業市民として行動する。」と規定し、当社グループの全役職員の普遍的行動規範としております。

また、契約書類上の手当として、企業が社内の標準として使用する契約書や取引約款に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

投資を行う際のプロセスにおいては、投資対象となる企業の経営陣および既存株主についての審査を徹底し、法令違反や反社会的勢力の存在が認められた場合には投資を行わないこととしており、当社グループは反社会的勢力と一切の関わりを持ちません。

■ 1. 買収防衛に関する事項

当社は、株主の皆様共同の利益確保・向上のため、当社に対する濫用的な買収等を未然に把握し、株主の皆様はその買収防衛の可否を判断いただくために、平成19年7月13日開催の取締役会において大規模買付行為に関するルールを定め、その有効期限を翌年の定時株主総会終結までとしております。本ルールにつきましてはその後も定時株主総会終了後の取締役会において継続を決議しており、本年においても平成21年6月25日開催の取締役会において、本ルールの継続を決議しております。その概要は下記のとおりであります。

1. ルールの内容

(1)大規模買付者は大規模買付行為を行う前に必ず当社取締役会宛に以下の内容を含んだ意向表明書とともに大規模買付者の商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して郵送にて提出するものとします。

- (a) 大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- (b) 大規模買付者が既に保有する当社株券等の数
- (c) 大規模買付者が今後取得を予定する当社株券等の数
- (d) 本ルールに従う旨の誓約

(2)当社は大規模買付者からの意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付行為に対して株主の皆様及び諮問委員会が判断を行うに十分な以下の内容を含んだ情報のリスト(以下「情報リスト」という)を大規模買付者に交付します。

- (a) 大規模買付者の概要(大規模買付者の事業内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験を含みます。)
- (b) 大規模買付行為の目的及び内容
- (c) 当社株式の取得対価及びその算定根拠
- (d) 買付資金の存在を根拠づける資料
- (e) 当社の経営に参画後5年間に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- (f) その他、当該大規模買付行為を判断するのに必要な情報

大規模買付者は当社から情報リストを受領後、速やかに情報リストに従って諮問委員会に対して情報を提供するものとし、当初に大規模買付者から提供された情報では情報リストが求める内容に不十分であると当社諮問委員会が判断した場合には、大規模買付行為に対する判断を行うに十分な情報が揃うまで大規模買付者に対して情報提供を求めることがあります。

なお、本ルールに則った大規模買付者が現れた事実及び諮問委員会に提供された大規模買付行為に関する情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合は、諮問委員会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

(3)諮問委員会は、情報リストに基づく大規模買付行為に関する情報のすべてを受領したと判断された時点で、その旨を大規模買付者に通知いたします。当該通知をした日の翌日から60日(買付の対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社株式の買付の場合)又は90日(その他の場合)以内の期間をもって、大規模買付行為を評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のために必要な期間(以下、「諮問委員会検討期間」という)として確保できてしかるべきものと考えます。諮問委員会は諮問委員会検討期間内に独立の外部専門家(弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家)の助言を受けながら、大規模買付行為に対する諮問委員会としての意見を慎重に取りまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。

なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は(ハ)における諮問委員会としての意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとします。

2. ルール

(1)大規模買付者が本ルールを遵守した場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守したうえで大規模買付行為を実施する場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明したり、代替案を提案して株主の皆様を説得したり、その他の適法且つ相当な対応をとることがありますが、3.に定める対抗措置をとりません。

ただし、たとえ当社が設定した本ルールを遵守した大規模買付行為であった場合でも、当該大規模買付行為が以下にあげるような企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則に反する行為であると諮問委員会が判断した場合には、企業価値・株主共同の利益を確保するために3.に定める対抗措置をとる場合があります。

- (a) 真に当社の会社経営に参画する意思がないにもかかわらず、大規模買付行為を行い、その株式について当社及び当社関係者に対して高値買取りを要求する行為
- (b) 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- (c) 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価値の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (e) 強圧的二段階買収(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。)など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為

(2)大規模買付者が本ルールを遵守しない場合

大規模買付者が当社が設定した本ルールを遵守しない場合には、諮問委員会は企業価値・株主共同の利益の確保を目的として、3.に定める対抗措置をとることとします。

3. 対抗措置

本ルールにおける対抗措置としては、法令及び当社定款上許容されるその他の手段を想定しておりますが、その選択につきましては、大規模買付者以外の当社株主の皆様への経済的負担や不利益を極力回避することを念頭におき、その緊急対応性、効果及びコスト等を総合的に勘案した上で、諮問委員会の協議によって決定され、その対抗措置が新株式や新株予約権の発行などによる当社の議決権の数に変動を生じさせる可能性のある方法の場合にはそのすべてを株主総会に諮り、株主の皆様のご判断をいただく他、その他の対抗措置をとる場合においても必要に応じて株主の皆様にご判断をいただく場合があります。

4. 本ルールの見直し及び有効期間

本ルールは関係法令の整備等を踏まえ、当社取締役会において随時見直しを行い、また、当社取締役会または株主総会の決議により、何時でも廃止することができるものとします。

また、本ルールの有効期間は平成22年6月下旬開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、当該定時株主総会において選任される取締役によって構成される取締役会において再度設定の検討がなされることとします。

■ 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業として社会への貢献を行うために、また、あらゆるステークホルダーへの説明責任を果たすために、コーポレートガバナンスおよび内部統制システムを充実させることが最重要経営課題のひとつであると認識しており、代表執行役の指揮のもと、当社グループの内部管理体制のあり方を常に見直し、より一層の管理体制の強化、コンプライアンス意識の向上、リスク管理体制の強化を図っていく予定であります。

株 主 総 会

選任・解任

取締役の選任・
解任議案決定

選任・解任

取締役会

指名委員会

報酬委員会

監査委員会

会計監査人

会計監査

選任

報告

報酬決定

監査

執行役員

執行役

各子会社

監査

内部監査室